

内閣府設置法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一〜十八（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜六（略）</p> <p>七 地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施されるものとして政令で定める事業又は事務に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関すること。</p> <p>七の二 防災に関する施策の推進に関すること。</p> <p>八〜十四の四（略）</p> <p>十五 第七号の二から前号までに掲げるもののほか、防災に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十六〜六十二（略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一〜十八（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜六（略）</p> <p>七 防災に関する施策の推進に関すること。</p> <p>七の二 防災に関する施策の推進に関すること。</p> <p>八〜十四の四（略）</p> <p>十五 第七号から前号までに掲げるもののほか、防災に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十六〜六十二（略）</p>